

Web会議システムを利用した会議への出席について

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

(一部改正：令和 7 年 月 日)

宮城県国民健康保険審査会決定第 1 号

(Web会議システム利用の可否)

- 1 審査会での審理は個人情報を扱うものであることから、対面での実施を原則とするが、会長が必要と認めるときは、会長以外の委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

(出席の取扱い)

- 2 Web会議システムによる出席は、国民健康保険法（昭和 33 年 1 2 月 2 7 日法律第 1 9 2 号）第 9 6 条に規定する出席として取り扱うものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(退席の取扱い)

- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
ただし、通信障害により、2～3分程度通信が途切れる場合であっても、全体を通して、審理内容の全趣旨が把握できる状態であれば出席継続と取り扱う。

(Web会議に出席する場合に確保すべき環境)

- 4 Web会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(会議の非公開に関する取扱い)

- 5 宮城県国民健康保険審査会口頭意見陳述実施要領（平成 2 9 年 1 月 1 3 日施行）第 6 条第 1 項の場合を除き、委員以外の者に視聴させてはならない。

(その他)

- 6 この内規に記載のない内容については、会長と事務局が協議をしてこれを定める。